

毎週火、金曜日発行(但し休日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第六十号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十一
条及び同法第六十四条の規定により、学校法人の寄附行
為を次のように認可した。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- ◇告示 学校法人の寄附行為の認可
私立各種学校等の設置、廃止等
土地改良区の設立認可
種畜證明書の書換交付
結核、ブルセラ病等の検査、駆除等
建設業者の登録まつ消
昭和三十三年度自営官の第一次募集
定例教育委員会の招集
◇教委告示
二級建築士資格選考による第二次合格者氏名

名 称	設立代表者氏名	事務所の所在地	認可年月日	備 考
学校法人 米子高等学校	野坂 寛治	(米子市東町一八八 米子幼稚園内)	昭和三十三年 二月二十日	私立学校法第三十一条
学校法人 鳥取自動車学校	安田 通忠	鳥取市安長外河原	"	私立学校法第六十四条
学校法人 鳥取県理容美容専門学校	段田 梅夫	上町九〇番地	"	"

廃止することを認可した学校

名 称	所 在 地	設 置 者	認 可 年 月 日
智頭洋裁学院	八頭郡智頭町大字智頭	宗教法人日本基督教団鳥取教会 常田 二郎	昭和三十三年二月二十日

鳥取県告示第六十二号

米子市大崎木村繁隆ほか十七人の者から、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第七条第一項の規定により大崎土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（区画整理）及び定款につき審査の結果、右申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
（一）土地改良事業計画書の写
（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年三月一日から同年同月二十日まで

鳥取県告示第六十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び同法第八十三条において準用する第四条の規定により、

私立高等学校、私立各種学校の設置、私立幼稚園の設置

設置することを認可した高等学校

米子高等学校 所在地 米子市愛宕町四八番地

設置することを認可した各種学校

学校法人米子高等学校
設立代表者 野坂 寛治
昭和三十三年二月二十日

鳥取県理容美容専門学校 所在地 鳥取市上町九〇番地

設置することを認可した学校

愛真幼稚園 所在地 鳥取市西町六一一番地

設置することを認可した学校

小さき花園幼稚園 所在地 東町一六五番地

設置することを認可した学校

聖テレジア幼稚園 所在地 倉吉市瀬崎町二、七三三ノ三番地

設置することを認可した学校

鳥取市西町六一一番地

宗教法人日本基督教団鳥取教会
代表役員 段田 梅夫
宗教法人カトリック広島司教区
代表役員 荻原 晃
昭和三十三年二月二十日

昭和三十三年二月二十八日
鳥取県知事 遠 藤 茂

者変更ならびに私立各種学校の廃止を次のように認可した。

別表	1	豚コレラ予防注射	肝てつ、駆除	肝てつ、検査	皮内注射法、虫卵検査法	ト予防液皮下注射	豚コレラ予防注射	豚コレラ予防注射	肝てつ、駆除	実施月日
三月十二日	"	西伯郡西伯町法勝寺	大國	大國	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十三日	"	大國	大國	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十四日	"	天津	天津	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十七日	"	成実	尙徳	成実	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所
十八日	"	成実	尙徳	成実	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所	実施場所

豚コレラ予防注射……豚、ただし生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日

別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法

結核病検査……急速凝集反応法、試験管凝集反応

ブルセラ病検査……皮内注射法

肝てつ、駆除

ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射

ト予防液皮下注射

別表

実施月日

三月十二日

十三日

十四日

十七日

十八日

十九日 春日

二十日 西伯郡日吉津村

二十一日 岩手県岩手郡磐石町

二十二日 小岩井農協

二十三日 船橋智章

二十四日 東伯郡赤崎町

二十五日 鳥取県種畜場

二十六日 鳥取県八頭郡船岡町

二十七日 鳥取県岩美郡福部村

二十八日 鳥取県山根邦治

二十九日 日吉津

三十日 渡

三十一日 岩手県上田長藏

三十二日 日野郡江府町

三十三日 川上清

三十四日 米子市上福原

三十五日 鶴倉忠夫

三十六日 東伯郡赤崎町

三十七日 鳥取県種畜場

三十八日 鳥取県八頭郡船岡町

三十九日 鳥取県岩美郡福部村

四十日 鳥取県山根邦治

四十一日 鳥取県八頭郡船岡町

四十二日 鳥取県岩美郡福部村

四十三日 鳥取県山根邦治

四十四日 鳥取県八頭郡船岡町

四十五日 鳥取県岩美郡福部村

四十六日 鳥取県山根邦治

四十七日 鳥取県八頭郡船岡町

四十八日 鳥取県岩美郡福部村

四十九日 鳥取県山根邦治

五十日 鳥取県八頭郡船岡町

五十一日 鳥取県岩美郡福部村

五十二日 鳥取県山根邦治

五十三日 鳥取県八頭郡船岡町

五十四日 鳥取県岩美郡福部村

五十五日 鳥取県山根邦治

五十六日 鳥取県八頭郡船岡町

五十七日 鳥取県岩美郡福部村

五十八日 鳥取県山根邦治

五十九日 鳥取県八頭郡船岡町

六十日 鳥取県岩美郡福部村

六十一日 鳥取県山根邦治

六十二日 鳥取県八頭郡船岡町

六十三日 鳥取県岩美郡福部村

六十四日 鳥取県山根邦治

六十五日 鳥取県八頭郡船岡町

六十六日 鳥取県岩美郡福部村

六十七日 鳥取県山根邦治

六十八日 鳥取県八頭郡船岡町

六十九日 鳥取県岩美郡福部村

七十日 鳥取県山根邦治

七十一日 鳥取県八頭郡船岡町

七十二日 鳥取県岩美郡福部村

七十三日 鳥取県山根邦治

七十四日 鳥取県八頭郡船岡町

七十五日 鳥取県岩美郡福部村

七十六日 鳥取県山根邦治

七十七日 鳥取県八頭郡船岡町

七十八日 鳥取県岩美郡福部村

七十九日 鳥取県山根邦治

八十日 鳥取県八頭郡船岡町

八十一日 鳥取県岩美郡福部村

八十二日 鳥取県山根邦治

八十三日 鳥取県八頭郡船岡町

八十四日 鳥取県岩美郡福部村

八十五日 鳥取県山根邦治

八十六日 鳥取県八頭郡船岡町

八十七日 鳥取県岩美郡福部村

八十八日 鳥取県山根邦治

八十九日 鳥取県八頭郡船岡町

九十日 鳥取県岩美郡福部村

九十一日 鳥取県山根邦治

九十二日 鳥取県八頭郡船岡町

九十三日 鳥取県岩美郡福部村

九十四日 鳥取県山根邦治

九十五日 鳥取県八頭郡船岡町

九十六日 鳥取県岩美郡福部村

九十七日 鳥取県山根邦治

九十八日 鳥取県八頭郡船岡町

九十九日 鳥取県岩美郡福部村

一百日 鳥取県山根邦治

種畜証明書番号	名前	種類	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三二鳥取一	第十六榮道	黒毛和種	鳥取県八頭郡船岡町	鳥取県岩美郡福部村
第一三号	第二四号	第三七スプリン	上田長藏	山根邦治
第二七号	第二六三号	グボツシユフオ	西伯郡岸本町	日野郡江府町
第二六三号	第七保命	イン種	船橋智章	川上清
第二六三号	一	ラブス	影山節	米子市上福原

鳥取県告示第六十四号

次のように結核、ブルセラ病、肝てつ、検査並びに駆除及び豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛及び豚の所有者に対して検査並びに注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠藤茂

コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、及びこれらの牛と同

一施設内で飼育している牛、ただし生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ、検査……牛、ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

肝てつ、検査……牛、ただし生後四十日以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

一 実施の目的 結核、ブルセラ病、肝てつ並びに豚

(注) 試験日時及び試験場については後日再告示し志願者は試験期日までに通知する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県教育委員長 米 原 稔

受付番号	氏名	受付番号	氏名
い 82	中谷 政一	い 48	竹森光次郎
い 37	矢部 源藏	い 121	梶田万亀次郎
い 81	山本 直育	い 81	藤原 虎治

鳥取県告示第六十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定に

よる廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

名 称

所 在 地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録
(に)第四二三号

昭三一、四、一八 佐野工務店

鳥取県告示第六十六号

自衛官(二等陸海空士)の補充に伴う昭和三十三年度第一次募集について次のとおり定める。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 応募資格

昭和八年六月一日から昭和十五年六月一日までに生れた(昭和三十三年六月一日現在十八才以上二十五才未満)日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ自衛隊法第三十八条

の欠格事項に該当しないもの。

二 試験科目

中学校卒業程度の学力について行う筆記試験(国語、数学、社会)身体検査及び口述試験とする。

三 受付期間

昭和三十三年三月一日(土)から四月十五日(火)まで

四 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

五 試験期間

公 告

建築士法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百十四号)附則第二項の二級建築士資格選考による第二次合格者は次のとおりである。

昭和三十三年二月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公 告

合	ほ 1	に 40	に 27	に 17	に 96	に 33
討	青戸万五郎	森脇武夫	足立義孝	安達清徳	倉吉芳明	渡部修治
	八十二名	に 51	に 63	に 97	に 6	
	根雨地区 一名	米子地区 二十一名	河津	南田	遠藤	
			茂夫	渡部	友吉	京平
			岩雄			